

【11 釈文】 名主入札取極め連印議定（文政4年）

差上申一札之事

一当年名主役之儀、毎年正月廿四日定日ニ而、大小之百姓以ニ入札一、身元躰実成者相見立

（所カ）

申候取、年寄清兵衛高札、名主相頼申候、

然上者御年貢之儀者、御日限通り御上納

可レ仕候、若シ御年貢未進之者有レ之候ハ、其之五人組・村役人ニ而無ニ遅滞一相立仕、急度

上納可レ申候、其外御用之儀者不レ及レ申、何事ニ

不レ依、役元より被ニ仰付一次第ニ、急度相勤可レ申候、依レ之村中連印差上申所、仍而如レ件

前書之通り、当年私共高札ニ而名主役相勤

申候、然上者御年貢取立、其外何事ニ不レ依

御用之儀、私共へ被ニ仰付置一候様奉ニ願上一候、以上

作左衛門 印

四郎左衛門 印

八郎右衛門 印

新右衛門 印

七郎右衛門 印

三郎兵衛 印

与市右衛門 印

亀 八 印

治郎右衛門 印

彦左衛門 印

善兵衛 印

治右衛門 印

紋左衛門 印

伊左衛門 印

六郎左衛門 印

嘉右衛門 印

彦右衛門 印

山下五郎右衛門様
御役人衆中様

文政四年

巳三月

百姓代
組頭
名主

善右衛門印
与惣兵衛印
清兵衛印

彦兵衛印
小兵衛印
九右衛門印
伊三郎印
伊右衛門印
七郎治印
藤兵衛印
惣右衛門印
紋右衛門印
権兵衛印
久治郎印
柰兵衛印
新左衛門印
吉兵衛印
勝右衛門印
長兵衛印
清右衛門印
仙右衛門印
長右衛門印
吉右衛門印
太郎左衛門印
太兵衛印
市平印
富八印
平左衛門印
茂吉印
小右衛門印
三右衛門印
三四郎印
治兵衛印
市左衛門印
茂右衛門印

【11読み下し文】

差し上げ申す一札（いっさつ）の事

一当年名主（なぬし）役の儀、毎年正月二十四日定め日にて、大小の百姓入札（いれふだ）を以（もつ）て、身元躰実（ていじつ）成る者相（あい）見立て」

（所カ）

申し候取、年寄清兵衛高札（たかふだ）、名主相頼み申し候、然（しか）る上は御年貢（ねんぐ）の儀は、御日限通り御上納（じょうのう）仕（つかまつ）るべく候、若（も）し御年貢未進（みしん）の者これ有り候はば、」

其（そ）の五人組・村役人にて遅滞無く相立て仕り、急度（きつと）上納申すべく候、其の外御用の儀は申すに及ばず、何事に

依（よ）らず、役元より仰せ付られ次第に、急度相勤め申すべく候、これに依り村中連印差し上げ申す所、仍（よつ）て件（くだん）の如し

前書の通り、当年私共高札にて名主役相勤め

申し候、然る上は御年貢取り立て、其の外何事に依らず

御用の儀、私共へ仰せ付け置かれ候様願い上げ奉（たてまつ）り候、以上

作左衛門印

（以下、四七名略）

彦兵衛印

（一八二一）

文政四年

巳三月

百姓代 善右衛門印

組頭 与惣兵衛印

名主 清兵衛印

山下五郎右衛門様

御役人衆中様